

◆平成26年4月24日 第10回「ダムによらない治水を検討する場」議事録

日時：平成26年4月24日（木）17：00～18：30

場所：熊本県庁 新館2階 201会議室（熊本市中央区水前寺6丁目18番1号）

出席者： 国 岩崎九州地方整備局長、古賀河川部長、堂蘭八代河川国道事務所長

県 蒲島熊本県知事、猿渡土木部長、錦織企画振興部長

流域市町村長 中村八代市長、田中人吉市長、竹崎芦北町長（代理出席：藤崎副町長）、  
森本錦町長、愛甲あさぎり町長、松本多良木町長、  
鶴田湯前町長、廣瀬水上村長、徳田相良村長、  
和田五木村長、横谷山江村長、柳詰球磨村長

司会 宮本河川調査官

司会)

それでは、皆様お揃いのようにございますので、ただ今より「ダムによらない治水を検討する場」の第10回目の会議を始めさせていただきます。本日、進行を担当いたします九州地方整備局河川部の宮本です。どうぞよろしく願いいたします。

開会にあたりまして資料の確認をさせていただきます。お手元の議事次第、一枚ものがございます。配席図一枚ものがございます。そのあと、「説明資料－1」、「説明資料－2」、「説明資料－3」、「説明資料－4」、「参考資料－1、2」でございます。そのあとに、資料番号のないものが一つあります。

資料番号のないものは、「ダムによらない治水を検討する場」に関しまして寄せられました意見書、こちらの方をホッチキス止めにしてお配りをしております。特に過不足はございませんでしょうか。

なお、センターテーブルの方々には、本会議の審議経緯・幹事会資料をまとめたものを参考資料として配らせていただいております。それから、立体地図、斜め写真、管内図もお付けしておりますので、適宜、ご活用いただければと思っております。

また、ご出席の方々のご紹介は出席者名簿にかえさせていただきますと思います。ご了承いただければと存じます。

それではまず、開会に当たりまして、熊本県、国土交通省より挨拶をさせていただきますと思います。まず、蒲島熊本県知事からご挨拶をお願いいたします。

熊本県知事)

皆様、こんにちは。皆様には、年度当初の大変お忙しい中、第10回「ダムによらない治水を検討する場」にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、先日発生いたしました高病原性鳥インフルエンザにおける対応において、国土交通省、市町村を始め多くの皆様方から迅速かつ多大な応援をいただいております。この場をお借りして心から感謝申し上げます。誠にありがとうございました。今後とも、事態の収給に向けて、緊張感をもってしっかりと対応して参りたいと考えておりますので、引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。

さて、今回の本会議は、第9回以来、約2年半ぶりの開催となります。その間、関係

者におかれましては幹事会を5回開催し、「追加して実施する対策（案）」を取りまとめ、治水安全度を示していただく等、大変ご苦勞をいただきました。また、国土交通省九州地方整備局におかれましては、球磨川における治水対策事業を着実に実施していただき、心から感謝申し上げます。

本日は、「検討する場」で積み上げた対策案等について説明の後、流域市町村長の皆様から直接、ご意見を伺いたいと存じます。また、県からは前回の幹事会でご説明いたしました防災・減災ソフト対策に対する財政支援等について、具体的な内容を提示させていただきたいと思っております。皆様には忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

司会)

ありがとうございました。続きまして、九州地方整備局長の岩崎からご挨拶を申し上げます。よろしくお願い致します。

九州地方整備局長)

九州地方整備局長の岩崎でございます。昨年9月に東北地方整備局から九州地方整備局へ参りました。従いまして、この会議に出席するのは初めてでございますけれどもどうぞよろしくお願いいたします。この場といいますのは、まさに球磨川の沿川の市町村長さんすべて揃われて、球磨川のこれからの治水対策を考える大変貴重な場だと思っております。経緯については、先ほど知事からご説明ございましたけれども、本日、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、ご挨拶といたします。本当に日頃から皆様方には大変お世話になっております。その点につきましても重ねて感謝を申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶といたします。本日はよろしくお願い致します。

司会)

ありがとうございました。それでは議事に先立ちまして、本日の第10回目の検討する場の進め方につきまして、九州地方整備局の古賀河川部長より説明を申し上げます。部長よろしくお願い致します。

河川部長)

河川部長の古賀でございます。本日の会議の進め方についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、座ってご説明させていただきます。

まず、これまでの検討の経緯をご説明させていただきます。その後、「幹事会で積み上げてきた治水対策（案）と対策実施後の治水安全度等」について、幹事会で検討してきた内容をご説明させていただきます。さらに、第5回幹事会におきまして球磨村さまからご要望のありました昭和40年7月洪水、昭和57年7月洪水の氾濫シミュレーションとその想定被害」についてご説明申し上げます。そして、意見照会させていただいた「追加遊水地等の提案に対する検討結果」についても併せてご説明いたします。その後、熊本県さんからございました「防災・減災に対する県の財政支援」ということでご発言

いただきたいと思います。これらの資料をご説明させていただき、その後、皆様からのご意見等を賜りたいと思いますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

司会)

ありがとうございました。それでは、ただいまより議事に入りたいと思います。資料については、全体が関連しますので続けて説明させていただきたいと思います。ご質問、ご意見につきましては、後ほどお伺いする時間を設けてありますので、その時にお願いいたします。まず、説明資料－１～３について、八代河川国道事務所の堂菌所長、熊本県河川課の方から説明をさせていただきたいと思います。

八代河川国道事務所長)

八代河川国道事務所長の堂菌でございます。よろしく申し上げます。

皆様のお手元にある資料の中で、私が説明するところをスクリーン上のポインターで示しておりますので、もし説明を見失うようなことがございましたら、少し目を上げてスクリーンの方をご覧いただければ説明の助けになるかと思っております。

資料の右肩に「説明資料－１」と書いてある資料をご用意ください。一枚めくっていただきますと上段の右肩にページ数が記載されておまして、１ページにはこれまでの「ダムによらない治水を検討する場」の経緯を示してございます。これまで、本会議を９回開催し、そのご議論を踏まえ、平成２３年１０月に幹事会を設置しました。以降、５回の幹事会を開催し、「直ちに実施する対策」に追加して実施する対策（案）およびその「実施後の治水安全度」に関する意見交換を行って参りました。そして、本日が第１０回目の本会議でございます。

２ページをご覧ください。この表の右の欄に、５回にわたる幹事会の期間中の出来事について示しております。幹事会以外の場においても、平成２５年２月の球磨郡町村議会議長会主催による勉強会、同８月の球磨郡町村会と議長会の意見交換、あるいは人吉市、八代市、球磨村他から要望書の提出がございました。

３ページをご覧ください。これまで本会議と幹事会で検討して参りました対策案を、球磨川の流域図に一覧に示したものでございます。赤枠が「直ちに実施する対策」、緑枠が「追加して実施する対策（案）」でございます。次の５ページ以降に、この緑枠のメニューについて個別に紹介しております。

５ページをご覧ください。「上流（人吉市周辺）の掘削・引堤」です。ブルーの線で示しているのが引堤、黄色を囲む赤のラインで示しているのが掘削でそれぞれ追加しております。左上に小柿から西瀬地区及び中川原公園付近の引堤・掘削イメージ図を示しておりますが、生物の生息環境に配慮し、平常時に水が流れている水位より高い部分の掘削としております。また、これらの対策は、洪水を流れ易くするものであり、下流の改修が進まなければ着手することができません。従って、これらの対策に先駆けて、「直ちに実施する対策」として、これより下流に位置する球磨村の渡地区の対策、あるいは更に下流の宅地嵩上げ事業を進めてきたところでございます。

６ページをご覧ください。八代市の大門地区、芦北町の漆口地区においても、洪水の水位を下げるための掘削を追加しております。

7ページをご覧ください。遊水地として、人吉地区に2箇所、それより上流地区に3箇所、川辺川地区に1箇所の計6箇所を案として選定してございます。その面積は合計約110ヘクタール、容量は約310万立方メートルです。遊水地は、上流域から流れてくる洪水を一時的に貯留して、下流域の水位を低減する効果を有しますが、民有地である水田を対象とするため、その案の選定に際しては、県とともに地元市町村長の皆様にご相談した上で、その効果を算定することを了承いただき、対策案に加えたものでございます。

8ページ及び9ページは、熊本県の持田河川課長よりご説明いたします。

熊本県河川課長)

熊本県河川課長の持田でございませう。県管理区間の対策について、私から引き続きご説明します。着座して説明させていただきます。

資料の8ページをご覧ください。始めに「市房ダムの有効活用策」でございませう。市房ダムの有効活用策につきましては、4つのケースについて、比較検討を行いました。治水の面では投資効果、利水の面では利水の安全性の確保の観点から評価を行い、結論としまして「ケース3」にしぼり、検討を進めています。このケース3は、標高270mから283mまでの1,830万立方メートルの容量を洪水調節に最大限活用する方法でございませう。なお、現状の治水の安全性確保について、今後も利水者と協議を重ねて参りたいと考えております。

次に、資料の9ページをご覧ください。「川辺川筋の治水対策」でございませう。図中の赤く着色している部分が家屋がある浸水地区で川辺川筋に点在しています。このような状況の中で、整備効果の早期発現を図るために、家屋を守るための築堤や嵩上げ等の対策を優先的に行うことを検討しております。今後、相良村様と協議しながら検討を進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。県からは、以上です。

八代河川国道事務所長)

11ページをご覧ください。こちらは、「追加して実施する対策(案)」全てを実施した後における各地点の戦後12位までの洪水への対応状況、すなわち、戦後上位12位までの洪水のどのレベルまで安全に流下させることができるか、を示した表でございませう。表の見方ですが、クリーム色に塗ってあるところが、現在既に毎年の予算で進めております河川改修等の「直ちに実施する対策」を全て実施することで、計画高水位又は地盤高以下で流下可能になる洪水を表しております。その上に積まれた赤色の部分が、更に「追加して実施する対策(案)」を実施した後、計画高水位又は地盤高以下で流下可能な既往洪水を示しております。先の第5回幹事会で、球磨村さんから要望のありました「渡地区」を表に加えております。結果として、「追加して実施する対策(案)」を全て実施したと仮定した場合、八代市あるいは芦北町等下流、中流地区では既往第1位の洪水までカバーできる。その上流の球磨村の渡、人吉市の薩摩瀬、九日町、その上流のあさぎり町深田地区においては、既往第4位相当の洪水までカバーできるが、1位から3位はカバーできない、ということを示してございませう。

12ページをご覧ください。こちらの表には、先ほどカバーできないと申しました洪

水に対し、それでは具体的に何センチメートル計画高水位を超えてしまうのかを示してごさいます。上から順に、古い洪水から並べております。例えば、人吉地区の薩摩瀬を見ていただくと、上から、昭和40年7月洪水で81センチメートル、昭和46年8月洪水で67センチメートル、その3つ下の昭和57年7月洪水で111センチメートル、計画高水位より高い水位になるということでごさいます。なお、球磨川の堤防には、洪水時における風浪、うねり等の一時的な水位上昇や流木等、不確定な要素に対する備えとして、150センチメートルの余裕高を設けてごさいます。参考資料に添付している写真をスクリーンに表示してご説明しますが、これは平成17年9月の出水時における人吉市九日町の写真です。堤防天端がこの線です、その150センチメートル下が計画高水位となります。「うねり」というのが、この盛り上がった水面です。先ほど述べました計画高水位を超えて81センチメートル、67センチメートル、111センチメートルという計算水位には、このような「風浪、うねり」は含まれておりません。もう1枚、参考資料に添付しておりますのが、平成24年7月の筑後川水系のうきは市の写真ですが、盛り上がり、暴れる「風浪、うねり」の実態が伺えるかと存じます。また、平成24年7月の矢部川では、堤防からの越水はなかったものの、計画高水位を超える洪水の結果、浸透により破堤しました。これに備えるために、実際の堤防には、全国的な基準に基づき、余裕高を設けており先ほど150センチメートルと申しましたけれども、このような余裕高を設けているということでごさいます。

13ページをご覧ください。こちらは、近年の河道、および「追加して実施する対策(案)」実施後における、昭和40年7月降雨時の人吉市街部の氾濫シミュレーションの結果です。地図に色塗りした青色は床下浸水、黄色は床上浸水、赤は2階まで及ぶ浸水です。左右の氾濫想定区域を見比べていただきますと、対策実施後の方が減っております。しかし、床上・床下を含む浸水エリアが残っております。

14ページをご覧ください。球磨村の渡地区においては、右の対策実施後を見ると、赤で示す2階まで及ぶ浸水のエリアは減少しております。しかし、床上・床下を含む色の付いたエリア全体の形はそのまま残っております。

なお、氾濫シミュレーションは内水による浸水エリアは考慮していませんが、平成18年7月洪水等の実績では、内水の影響により色塗りされていない、中央やや上部の集落の島田地区、峰地区、あるいは右側上部の集落の山口地区でも浸水が発生しております。

15ページをご覧ください。あさぎり町の深田地区から免田地区においては、戦後最高水位となる平成5年8月降雨時のシミュレーションをしております。対策後は、図の中央部の免田地区の氾濫がなくなっております。しかし、左下の深田地区の浸水状況はそのまま残っております。

16ページをご覧ください。対策後の治水安全度を、全国横並びで比較できる尺度である「年超過確率」でお示したものです。上流から下流にかけて3つの水位基準地点で示しております。遊水地を含む「追加して実施する対策(案)」実施後、表の中央の欄ですが、人吉は1/5から1/10程度、球磨村の大野は1/10から1/20程度、八代市の横石は1/20から1/30程度の年超過確率の洪水をカバーできるようになります。ちなみに、人吉は「直ちに実施する対策」実施後に1/3から1/5程度とな

っております。実際はどうかという点を、近年のデータを用いてご説明したのが次のページです。

17ページをご覧ください。近年10ヶ年の実洪水の水位データを、人吉の市街地である九日町における横断図を付して示してございます。このように、パラペットを含む堤防の天端高は、市街地の地盤高より高い位置にあります。人吉水位観測所で氾濫危険水位3.4メートルを上回ると、人吉市内の球磨川のどこかで計画高水位に達する可能性があるため、氾濫の危険があるとして情報伝達を行っております。その氾濫危険水位に、過去10年間で6回到達しております。また、平成17年9月洪水では、計画高水位4.07メートルを超えておりますので、市内の一連区間において、計画高水位を上回ったということでございます。

18ページをご覧ください。参考として、全国のいわゆる直轄管理区間の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標として目標流量を設定していることが多く、その結果として、河川整備計画の目標流量の規模は、概ね年超過確率1/20～1/70の範囲となっております。これに対し、球磨村渡地点、人吉地点は先ほど述べました1/5から1/10となっております。

19ページには、ご参考までに、熊本県内の河川整備計画における整備の目標とする流量の規模（年超過確率）として他の県内河川の公表データを示しております。

20ページは、第5回幹事会で出された主な意見ということでご参考です。

次に、22ページをご覧ください。この流域図には、「ダムによらない治水を検討する場」開始以降も、一貫して継続してきた河川改修事業をまとめてございます。時間の関係上、個別事業の説明は割愛しますが、右上の予算の推移のみご説明します。「ダムによらない治水」の検討が始まった翌年の平成21年度の国の当初予算は、青い棒で示すとおり、約12億円でした。これが平成24年まで、毎年約2億円から4億円のペースで3年連続で増えております。その後、昨年平成25年、本年平成26年度も引き続き同程度の予算を確保するとともに、平成24年度末に補正予算として、茶色の棒で示す10億円が投入されましたので、実質的に昨年平成25年度は、当初予算と合わせて約30億円という近年にない大きな予算で、球磨村の渡地区等、重点的かつ効果的に事業を展開しております。

続きまして、右肩に「説明資料-2」とある資料をご覧ください。これは、先ほど「説明資料-1」の13から15ページで示しました氾濫シミュレーションに関する下流から上流までの詳細なデータを示したものです。球磨川沿川に戦後最大の被害を与えた昭和40年7月洪水、および球磨村等上流域に対しては、流量としては昭和40年7月洪水を上回った昭和57年7月洪水の2つの洪水を対象に計算をしております。

時間の関係で、割愛しますが、1～4ページは解析に用いた条件等を示しております。

5ページをご覧ください。5ページ以降に下流から順に、具体的な氾濫想定区域を示しております。昭和40年7月洪水に対し、八代市域の、5ページ上の方が近年の河道状況、これに対し下の6ページが6箇所の遊水地を含め追加対策案が全て実施されたと仮定した場合の浸水想定です。

次のページ以降も、上と下を対比してご覧いただければと存じます。また、各ページ

には、浸水想定「面積」および床上・床下浸水別の「人口」「世帯数」の数値を明示しております。地図中の青が床下浸水、黄色が床上浸水、赤が2階に及ぶ浸水です。球磨村さんから、地図に色塗りで表示するだけでなく、人口、世帯数も数えて数値で表示するよう求めがあり、本会議で初めて数値データを示しております。

9ページをご覧ください。中流の球磨村さんの浸水想定としては、9ページに示す「床上浸水」で約380人、130世帯が、10ページに示す対策案実施後は、150人減の230人、50世帯減の80世帯となっておりますが、依然残っております。

11ページをご覧ください。その上流の人吉市さんの浸水想定としては、11ページに示す「床上浸水」で約1,150人、450世帯が、12ページに示す対策案実施後は、660人減の490人、260世帯減の190世帯となっておりますが、依然残っております。

13ページをご覧ください。更にその上流の錦町さん、あさぎり町さん、多良木町さん等上流地区の浸水想定としては、13ページに示す「床上浸水」で約90人、30世帯が、14ページに示す対策案実施後は、60人減の30人、20世帯減の10世帯となっておりますが、依然残っております。

16ページ以降は、同様に昭和57年7月降雨時の氾濫シミュレーションです。時間の関係上、説明は割愛いたしますが、数値等ご確認ください。

続きまして、次の資料ですが「説明資料-3」とあるものをご覧ください。こちらは、第5回幹事会後に流域の市町村の皆様にご意見照会させていただきました追加遊水地等の治水対策について、ご説明させていただきます。

1ページに皆様方から提案のあった治水対策とそのおおまかな位置を示しております。今回は、その中で具体的な箇所の提案があり、定量的な評価が可能なものについて検討を行いました。

3ページをご覧ください。人吉市さんから、人吉市内で球磨川に合流する万江川に設置する遊水地として、右上の表に示すとおり、面積が約25ヘクタール、容量が約60万立方メートルの遊水地の候補地をご提案いただきました。これを「追加して実施する対策(案)」に加ええた場合の治水効果について算定をいたしました。万江川が球磨川と合流する地点より下流に位置する治水安全度の低い箇所としては、球磨川の渡地区が該当します。その渡地区において、昭和40年7月、昭和46年8月、昭和57年7月の3つの洪水を対象に効果を算定いたしました。いずれの洪水でも水位低減効果は確認されませんでした。この理由は、支川である万江川の水位が先にピークに達し、今回ご提案の遊水地に水を貯め込んだ後に、流域全体から集まる雨水が球磨川本川の渡地区の水位を押し上げるため、その効果が本川に現れないという現象によるものです。

4ページをご覧ください。相良村さんから、相良村で球磨川に合流する川辺川に設置する遊水地として、右上の表に示すとおり、面積が約6ヘクタール、容量が約26万立方メートルの遊水地の候補地をご提案いただきました。先ほどと同様に算定をいたしました結果、昭和46年8月洪水で1センチメートルの水位低減効果が見られましたが、昭和40年7月洪水、昭和57年7月洪水では効果は見られませんでした。理由も先ほどの万江川の遊水地と同様でございます。

続きまして、5ページは熊本県持田河川課長より説明いたします。

熊本県河川課長)

5ページですが、相良村様からは遊水地以外に堤防の嵩上げですとか、宅地の嵩上げ、こういった提案がございました。これに対する県の考えでございますが、家屋を守る対策を優先的に行うという考えのもと、今後、相良村様と協議しながら検討を進めて参りたいと考えております。県からの説明は以上です。

司会)

ありがとうございました。ここまで「説明資料－1～3」まで説明をしていただきました。そうしましたら、残る資料「説明資料－4」がございますけれども、こちらについては防災・減災ソフト対策に対する県の財政支援に関する資料でございます。熊本県の錦織企画振興部長より説明いたします。

企画振興部長)

企画振興部長を務めております錦織でございます。宜しく申し上げます。それでは、着座にて説明させていただきます。それでは、右肩に「説明資料－4」と書かれている資料につきまして説明いたします。ページをめくっていただいて、上のページから説明いたします。

球磨川水系における防災・減災ソフト対策に対する県の財政支援について、具体的にご説明申し上げます。

この財政支援は、「検討する場」で示された治水安全度が、結果として、全国の直轄河川に比べて低い水準にとどまっていることを踏まえ、川辺川ダム計画の白紙撤回を表明した県として、支川を含む球磨川水系の洪水から人命を守り、財産被害の最小化を図ることを目的としております。

支援の方法としては、流域市町村が取り組む防災・減災ソフト対策に対する補助金の交付を考えております。支援の規模といたしましては、総額10億円とし、今後、基金を造成することを検討しております。期間は基金造成から概ね10年、補助率は市町村負担額の2/3を予定いたしております。

補助対象事業についてご説明いたします。この対象事業は、球磨川水系の水害対策に資する事業です。具体的には次のページに例示しておりますので、ご覧ください。

「防災情報の提供」といたしましては、マイハザードマップの作成や河川監視カメラの設置等が対象となります。

次に「避難体制の強化」といたしましては、家屋嵩上げ等への助成や避難所・避難場所の整備等が対象となります。

次に「地域防災・水防活動」としては、地域防災計画の策定、見直しや水防資機材の購入等が対象となります。

最後に「被災者支援」といたしましては、水害被害を補償する保険、共済への加入促進が対象となります。

なお、ここに記載がない事業でありましても、特に必要な事業につきましては、別途



検討を行い、出来る限り幅広く対象にして参りたいと考えています。私からの説明は以上です。

司会)

説明ありがとうございました。ここまで、説明資料につきまして一通り説明させていただきました。少し駆け足だったところもあるかと思いますが、この後、本日の説明内容につきまして、ご参加の皆様方から、ご質問・ご意見をいただきたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いをいたします。そうしましたら、順番に廻すという訳でもございませんが、ご意見のございます方からという事でいきたいと思います。

そうしましたら、先ず最初、八代市の中村市長さんお願いいたします。

八代市長)

皆さんこんにちは。大変お疲れ様でございます。

私もこの検討の場には、初めての出席でございまして大変ご苦労様でございます。うちといたしましては、一番最下流に位置しておりまして、これまで色々な検討をしていただいております。うちとしましては、やっぱり上流域の皆様方と下流域のバランスをとっていただくのが一番いいのかなと思っておりますし、治水安全度にいたしましても要望書にも明記させていただいておりますが、高ければ高いほどいいわけでありまして、それだけ住民からすると安心感が増すわけであります。そういったことを考えれば、着実に河川改修をやっていただければというふうに思っております。

司会)

はい。ありがとうございました。

そうしましたら、まず、ご意見・ご質問のある方一通りお伺いをしてから、必要な回答を事務局の方からさせていただきたいと思いますので、引き続きご質問・ご意見をお受けしたいと思います。そうしましたら、八代市に次いで人口の多い人吉市さんの方からいただけますでしょうか。

人吉市長)

日頃は、大変お世話になっております。人吉市長でございます。まず一つ治水安全度ということに関してでございます。例えばダムを想定して1/80ということであれば、年超過確率1/80、つまり80年に1度ということであれば、流域住民はそれによって安心しきってしまうという難点があると私は考えております。と申しますのが、これは東日本大震災にしましても様々な防潮堤が張り巡らされていた、しかし、気象予報によって津波の高さのアナウンスも関係したと思いますけど、防潮堤を頼って命を落とされた方もたくさんいらっしゃるというふうに聞いております。つまり、高いとそれだけ安心しきるという観点があるかと思っております。そこで、やはりソフト対策、住民の防災に対する意識の高さ、この意識の高さも包含したところの流域住民のいわゆる災害安全度というものを求めていかなければならないのではないかとというふうに考えているところでございます。

それから、先ほど説明資料－１の１１ページ、１２ページで人吉地区のいわゆる年度に発生した順番が記されておりますし、１２ページにはどれだけ危険が増すかという数値が示されております。ただこれは計画高水位に対する数値の話でありまして、実はこのダムによらない治水対策がすべて実施をされたといたしますと、例えば昭和５７年７月の洪水では、余裕高というのが１メートル５０センチメートルございます。その１メートル５０センチメートルの下で３９センチメートル下を流下するということになりません。昭和４０年７月３日の洪水におきましても、これが６９センチメートル下を流下するという計算結果を私たちは求めているところでございます。つまり堤防余裕高、いわゆるパラペットというのは構造令によっては、治水防止施設ではないというふうに構造令上はとらまえているようでございますけれども、いわゆる波返しの下を昭和５７年も昭和４０年も流下するというところでございます。

それからもう一つは、この流域の床上床下浸水というものの区域をお示しになっておりますが、これはいわゆる破堤が前提になっております。確かに最悪の状態の破堤を前提にしなければならないと思いますが、破堤をしなければ先ほど申し上げたとおり洪水は流下していくと、確かに風浪・うねりによる多少の越水はあったとしても、破堤はしなければ流下していくということがいえるのではなかろうかと思っております。よって、いわゆる年次点検を強化して、洗掘とか、ひび割れとか老朽化とかそういう年次点検をしっかりやっていくなれば、破堤の確率というのは私は極端に下がってくるのではないかと、つまり、年次点検をしながら補修を重ねていけばいいと、だから当然のことながら破堤は前提にしなければならないが、その破堤をさせないための施策を行っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。まずは以上でございます。

司会)

ありがとうございました。

他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

球磨村長)

今回初めて「ダムによらない治水を検討する場」に出席をいたしました。球磨村長の柳詰でございます。どうぞよろしくお願ひします。ダムによらない治水を検討する場において、治水安全度・地域防災力の向上をさせるために「直ちに実施する対策」として浸水被害の実績のある地区から優先し、宅地の嵩上げ等、整備を進められております。私どもの球磨村では、友尻地区、堤・岩戸地区、宮園地区、池の下地区、淋地区、大坂間地区及び神瀬地区は、国土交通省及び熊本県のご高配によりまして、水防災対策特定河川事業を実施していただき、安全・安心な生活の確保に向けた事業の推進に深く感謝をいたしてしております。また、永年の願ひでありました渡地区小川の改修と堤防内の洪水時における山口地区、地下区、今村区、峯区、島田区、茶屋区、舟戸区の内水被害対策につきましても国・県のご協力を賜り光明が見えてきたところであり、心から感謝をいたしてしております。引き続き対策を進めていただくようよろしくお願ひ申し上げます。また、上流の皆さんにもご協力をいただき、「追加して実施する対策」の案をご提示いただき誠にありがとうございます。とりまとめられた国・県にも感謝をいたしてしております。

この検討する場の目的として、私も初めてでございますので平成20年10月28日に国土交通大臣と知事が「ダムによらない治水を検討する場」の設置を合意され、地域の宝である球磨川においてローカルな価値観を反映した川づくりを行うため、川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について、極限まで検討し地域の安全に責任を負う者の間で認識を共有されることを目的として、検討する場が設置されたと承知いたしております。そして、平成21年1月13日から平成23年9月2日まで、国、県、流域市町村をメンバーとして、9回の会議が開催され、本日まで10回目を迎え、さらに行政担当者の幹事会が、平成25年11月21日まで5回開催されているようであります。

しかしながら先ほど説明がありましたように、球磨村では、追加して実施する対策が全て実施されたとしても、今回新しく示していただいた渡地区の治水安全度は、1/5～1/10と非常に低く、それ以外の本村の球磨川沿川地域も1/10～1/20と、全国の河川整備計画の目標レベルに対して、とても低い状況にあり、とても心配し不安でいっぱいであります。また第5回の幹事会でお願いしておりました昭和40年7月、昭和57年7月の降雨による氾濫シミュレーション、浸水想定人口、世帯数、面積をお示しいただきましたが、球磨村では、渡地区で浸水家屋が引き続き発生するようで、それにも増して内水による浸水をも含めると相当数の浸水被害が発生するようであります。

実際に、本村には多くの水害常襲地帯を抱えており、記憶に新しいところでは、平成16年、17年、18年、20年、23年、24年と渡地区だけではなく村全体がひどい状況になっております。泥が家の中に入り込み、その処理まで住民は疲労困憊いたしております。水害を被った地域の後始末は、高齢者が多い私どもの地域社会では想像以上に過酷なものであります。また、地球温暖化等の気象変動により、全国各地で短時間に局地的な豪雨、猛烈な雨が発生いたしております。一昨年発生いたしました、平成24年7月九州北部豪雨は、河川の氾濫や土石流が発生し、福岡、熊本、大分県で多くの死者行方不明者を出し、住宅被害は13,263戸であったようで、全国的に災害の激甚化が進んでおり温暖化による悪影響を及ぼしております。福岡管区気象台の調査でも、1時間あたり50mm以上の非常に激しい雨の発生数も、30年前の1.5倍に増加していると伺っております。実際、一昨年の豪雨では球磨村の神瀬で1時間あたり117mmという短時間豪雨が観測されています。

このようなことを踏まえますと、流域住民が安心して暮らせる生活基盤の整備は、これまで以上に重要な課題になっていると認識いたしております。従いまして球磨川水系の治水対策の実施については、球磨川水系河川整備基本方針に掲げられた球磨川中流域の治水安全度の長期的な目標である1/80を下げることなく、抜本的な治水対策に取り組んでいただきたいと思います。

先ほど県の方から、防災・減災ソフト対策に対します財政支援のご説明がありましたが、もちろん防災情報の提供や避難体制の強化、地域の防災・水防活動等はいずれも必要不可欠なものとして、本村としても今後ますます力を入れていかなければならないと考えております。しかし、実際に低い安全度にさらされている村民にとっては、その対策として、まずはハードで守れるレベルを着実に上げていただくということこそが、命に関わる切実な要望であります。昭和40年7月洪水、昭和57年の洪水、いずれも村民はしっかりと記憶をいたしております。そのようなことから、これと同じ洪水が発生

すれば防げません。情報伝達をしっかりと避難をしていただくことで、我慢をして下さいでは村民は納得することができません。まずはその点を申し上げ、加えて要望書に記載しております、本村内に依然として残る水害常襲地帯に対し、それぞれ対策を急いで実施していただきたいと思えます。差し当たっては渡地区における県河川・小川の水害防止事業の早期完成、三ヶ浦地区鵜口橋周辺の集落の孤立対策の早期着手、神瀬地区における洪水対策、県道の嵩上げによる洪水時の集落孤立対策の早期着手等でございます。

最後にこれまでの検討の成果として、本日説明のあった「追加実施対策」の案をご提示いただいておりますが、これらの事業につきましては、地元の了解が得られたものから少しでも早く実施していただきますよう、国、県にはどうぞよろしくお願い申し上げます。以上であります。

司会)

ありがとうございました。次にどなたかご意見ありますでしょうか。多良木町の松本町長をお願いします。

多良木町長)

意見を述べる前に、ちょっと時間をいただいて、このたび発生しました鳥インフルエンザにつきましては、国、県、また関係機関の皆さまに本当にご努力いただきまして、発生が拡散しないというので一安心はしているわけですけれども、知事が言われましたように、これが収束することを願っております。この場を借りまして皆さん方に感謝とお礼を申し上げたいと思えます。

それではあの球磨郡の町村会の総意として述べさせていただきたいと思えます。我々球磨郡の町村会は毎月定例会を開いております。その中で球磨川の治水の件は話し合いをしてきました。

町村会といたしましては、まず川辺川ダム建設に反対されていたのを下流域の水害を防ぐために、関係自治体の説得を受け入れ苦渋の選択をしていただいた五木村、相良村の振興を積極的に推進していただきたい。次に、先ほど球磨村村長から、新しく示していただいた渡地区の治水安全度は1/5～1/10と非常に低く、それ以外の球磨川沿川地域も1/10～1/20と、全国の河川整備計画の目標レベルに対してとても低い状況にありますとございましたが、常に水害の不安を抱えて生活されている球磨村の防災の対策を実施していただきたい。この二つのことに関しましては、できることから早急に実行して欲しいというのが一致をした考えであります。

「ダムによらない治水を検討する場」の会議が開かれなかった間におきましても、直ちに実施をする事業につきましては、既に実行していただいている事業も中にはございますが、この会議で検討されてきた状況を関係市町村、議会ならびに状況に応じて住民の方への説明会を開催し、国、県から説明をいただければ、ありがたいと思っております。また、球磨川治水対策は、直ちに実施する対策を早急に実行し、追加で実施する対策は遊水地を含め十分な検討とあわせて関係市町村及び関係者の同意が得られるものなのか、また、望ましい治水安全度が実際に得られるものなのか等を検証していただきました

と思います。なお、繰り返しになりますが「追加実施対策」の事業の中でも、できることがあれば早急に実行してほしいと思います。以上、意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

司会)

ありがとうございました。町村会の総意ということで、ご意見を述べていただきました。他に、ご質問・ご意見ありますでしょうか。五木村、和田村長よろしく申し上げます。

五木村長)

五木村長の和田でございます。どうもお世話になっております。ここは治水を協議する場という事、検討する場という事でありまして、長年、ダムによっていろんな議論をされ、疲弊をしてきた村の代表として一言申し上げ述べさせていただきたいと思っております。ご覧のとおりでありまして、五木村につきましては、今日ここにお集まりの皆様方の大先輩方々が、ダム事業ということで強力に説得をされた結果として、そのダム建設事業というのが始まったという経緯は、ご案内の通りであります。五木村におきましてはその事を踏まえ、ダム建設を前提とした村づくりというものを従前から進めてきた訳であります。その主な内容につきましては、水特法による整備計画であったり、ダム湖周辺環境整備事業であったり、あるいはいろんな約束、確約事項等に伴う振興策という事でありました。しかしながら、ダム事業はご案内通りでありまして、このような検討する場が必要な程に、法的にはダム事業は建設されるものという事でありまして、実態上申し上げますと、今こういう場で協議をするように非常に不透明な状況になっているのではないかというふうに思っております。そのような中で五木村は、急激に人口が減っている事はご案内の通りでありますし、それに伴い高齢化も向かえておりまして、高齢化率約44%という状況の中にある訳でありまして、これは村の存亡に関わることではないかというふうに考えております。そのような中でありまして、国交省・県・村にて振興を図る為に、「五木村の再生・再建を協議する場」というものを作させていただきました。大変有り難い訳であります。その中で、国交省では交付金事業あるいは水没予定地の利活用、県では五木村振興対策本部という事で、これは県知事自ら本部長になっていただいて、いろんなご論議をいただいて、対策を論じていただいております。更には、振興資金の増額もしていただきました。活用させていただいております。深く感謝を申し上げたいというふうに思っているところであります。更には国、県共に財政もそうでありまして、人的な支援をいただいているところであります。誠にありがとうございます。そういう中ではありますものの、各振興策を今一生懸命やっておりますけれども、その効果が実感できると、疲弊した村がやはり振興を図っていただけるかな、あるいは振興が図られるのかなというふうな事を実感するまでには、多少どうしてもタイムロスというか時間がかかってしまうという事がございまして、五木村がそこに住む方の安住の地となるようにするには、更なる国なり、県なり、それからお集まりの関係の市町村の方々の不断のご理解が必要じゃないかというふうに思っております。更には、約束されました事業についても、早期の実現を

お願い申し上げたいというふうに思っております。

それから治水の場でもありますので、治水について少し申し上げさせていただきますと、一つ目は、川辺川における県管理区間で洪水被害が想定されます場所が、相良村にも当然ございますけれども、五木村にもございます。宮園地区、竹の川地区いうところでもあります。県において当面の対策として、河川改修事業を、これは大変有り難い事で、集中的に実施をしていただいております。地域の方もたいへん喜んでおる訳であります。しかしながら、やはり洪水の被害に対する不安が解消されたとはいえない訳でありまして、どうか引き続き、よりいっそう安全率を上げていただきますよう、安全度をいただくようお願いを申し上げたいと思います。

二つ目でもありますけれども、川辺川のみならず、各河川において土砂の堆積、河川内の、非常に多くなっているというふうに感じているところでもあります。この事が災害を起こす要因になる恐れも多分にございますし、もう一方では、球磨川という、川辺川もそうですけど、アユの名産地でもありますけれども、魚族の生息に大きな影響も与えているというふうに考えております。是非、これの対策を取っていただきたいと思っております。是非、その周辺にあります森林整備、森林保全も含めて、是非対応をお願いを申し上げたいなというふうに思っているところでもあります。

三点目でもありますけれども、今日いろんな事でお話し合いをさせていただきますし、球磨川全川の治水については、改めて説明をお聞きしていただきましたけれども、やはり、先ほど球磨村の村長さんのお話のように、地域によってはやっぱりいろんな対策をやっても、なお、被害が及ぶところがある訳ではあります。そのような中であって、流域の1/3を川辺川流域が占めている訳であります。その川辺川については治水対策があまり検討されてない、これは多分、国管理、県管理の部分の関係があるかもしれませんが、その様に思ってしまう訳であります。1/3という流域を持つ、流域面積を持つ訳でありますから、そこにやはり治水対策が検討された結果がダムというのがあったのかなというふうに思いますけれども、ダム問題は先ほど申し上げた通りであります。しかしながら、いずれにしても、五木村は五家荘から水が流れて来る訳ですから、中流部も含めまして、まだまだ治水に対する対策が必要な場所が多くある訳でありますので、是非、川辺川における治水対策についても十分なるご検討をお願い申し上げたいと思っております。以上、多岐に渡りましたけれども、要望としてご意見を申し上げさせていただきます。

司会)

ありがとうございました。その他に、ご意見・ご質問等ある方ございますでしょうか。

そうしましたら、一端ここで切らせていただいて、今いろんなご意見・ご質問等いただきましたけれども、それについて事務局の方、国の方なり、県の方から、少しコメントというか、お返し出来るところと、それから出来ないところもあるかと思っておりますけれども、回答というか、させていただきたいと思っております。

最初そうしましたら、八代の堂菌所長の方から、いくつか、堤防年次点検の話ですとか、個別箇所の話とかございましたので、まず、個別箇所の話ですね、八代の所長の方から、回答というか、コメントをさせていただきます。

八代河川国道事務所長)

何点かございましたので、お答え申し上げたいと思います。

先ず1点目、人吉市長からパラペットにつきまして、私どもが今回提示した中で、具体的な数値、計画高水位よりも上回る、何センチメートル上回るのかという事に対する捉え方というお話がございましたので、これにつきまして若干補足をしたいと思います。これは人吉市さんからは、昨年、要望書というのがございまして、そこで我々が10月31日付けで回答ということで、お答えした文書がございすけれども、この公文書の内容をここで全てご紹介するのは、時間の関係もありますので、かみ砕いて、そこで申し上げた事についておさらいをさせていただきます。私どもがそこで申し上げましたのは、堤防というのは、想定したある洪水に対して安全が守られるように高さを決める必要があるという事で、先ほどの余裕高につきましては、今日写真を2つお見せしましたように、実際の洪水の風浪やうねり等による水位の上昇、あるいは流下物、すなわち木が流れてくるとか、いろんな物が流れてくる、そのような流下物においても洪水が堤防を越えないように設けるという事で、これは過去の幾多の水害経験を踏まえまして、洪水という自然現象の不確実性に対して必要不可欠な高さとして、全国の河川堤防でこの余裕高を含めて設定されているものでございます。従いまして、私どもの考え方としては、余裕高というのを設けてはございすけれども、余裕高まで見込んで洪水を流すという考え方は、これは住民の皆様にとりましても、洪水という自然現象に対して、堤防の安全性をある意味低下させる考え方であるという考え方を我々はとっておりまして、国土交通省、全国一律この考え方をとってございませぬ。そういった事を繰り返しの説明という事で、こういった点を踏まえてのご意見という事でございましたけれども、その中で、しっかりパラペット部分の修繕や管理をして欲しいとの話もございましたので、その点についてお話ししますと、堤防や護岸の老朽化の現状把握につきましては、出水期前と出水期後の年2回点検を行ってございす。また、そこで見つけた必要箇所については、随時補修を行ってございす。今後ともこの件につきましては、継続して点検を着実にやり、計画高水位以下の洪水を安全に流下させるために、堤防の安全確保に必要な補修・補強を行って参りたいと思っております。尚、実際に洪水時の水位が計画高水位を越えるような大出水が来た場合には、私ども、水防団に対しても情報伝達しておりますよ、という話を申し上げましたけれども、これは全市町村の皆様にも言える事ですが、地元の消防団、消防団が実際は水防団の役割を兼ねていらっしゃる所も殆どですけれども、こちらと連携をしっかりと図りまして、適切な水防工法を実施するという事でこの余裕高分の土堤やパラペットが実際には破堤しないように守るという事が大変重要であるというふうに考えてございす。そういう意味で私どもは情報伝達をしっかりと行って参りたいと思っておりますし、また、年2回の点検を踏まえた補修、こちらもしっかりやって参りたいと考えております。

また、五木村さんの方から、堆積した土砂の掘削というのは治水面でも重要であり、魚にとっても重要であると、これは夏水温が上がった時に、淵という深い所にアユが逃げ込む事によって助かるという事で、淵が川の中にあるというのは健全な河川環境にとって非常に重要でございす。そういう所を踏まえてのご意見だったと思っておりますけれども、こちらもしっかり毎年の維持修繕の予算を使いまして、堆積が進んだ所については適宜

撤去するという事も、我々河川管理者の務めでございますので、こちらもしっかりやって参りたいと思っております。

司会)

はい、ありがとうございました。そうしましたら続きまして、国の方からですねもう少し

人吉市長)

ちょっと今の事に関して、宜しいでしょうか。今、堂菌所長の回答に関してですが、パラペットの点検というのは分かります、しかし堤防とその河川と接している所の洗堀というところの点検もしておられるのでしょうか。その事をちょっと確認をさせていただきたいと思います。

八代河川国道事務所長)

はい、洗堀については、実際には堤防には草が生えたりしていて、水に近い所というのは、ご案内のように、見えにくくなる箇所もございますので、実は除草というのは堤防を管理するために、堤防の安全を確認するために除草というのを行ってございます。このように見えにくい所も適宜除草する等して、そして職員の方でパトロールいたしまして、水が澄んだところ、濁ったところございますけれども、そういう水の中の洗堀も大変重要なチェックポイントでございますので、こちらについても、点検をさせていただきます。

人吉市長)

パラペットが洪水防止施設ではないという事であれば、いわゆる今度は堤防嵩上げという手段も一つ視野に入っても良いのかなと思ったところでございます。以上です、ありがとうございました。

八代河川国道事務所長)

今堤防の嵩上げというお話がございましたので、1点だけご説明申し上げます。計画高水位という水位で我々は堤防の高さを管理しておりますけれども、これは一般論ですけれども、特定の一部の堤防を仮に嵩上げたとなると、その地域の方々に対しては、堤防が高くなれば安心だとなるわけでございますが、下流にとっては、この水位が上がる分だけ、下流に洪水の水のボリュームを呼び込むこととなりますので、これは下流の改修とセットでございまして、最初に八代市長の方から上下流のバランスを見ながら進めてほしいという話もございましたので、まさに我々上下流のバランスを見ながら堤防の設計をいたしております。堤防の嵩上げにつきましてもそういった事も勘案しながら計画高水位を設定して適切に管理していくということでございますので、ご了承ください。



司会)

はい、ありがとうございました。堤防の点検等については、もし不安なところがございましたら、そこは事務所の方に申しただけければと思います。

そうしましたら、先ほどいただきましたご意見の中で、追加して実施する対策について、出来るものから着手してもらえないかといったような話、それから多良木町さんからだったと思います、町村会の総意だったと思いますが、市町村議会、それから住民への説明といったようなお話があったかと思います。あと、全体安全度についての話もありましたのでそのあたりについてですね、河川部長の方からコメントさせていただこうとおもいます。

河川部長)

私の方から今の何件かについてお話させていただこうと思います。まずは、対策が出来るところから早くやってほしいというご意見が何件かいただきました。私たちもこれまでも、先ほどお話がございましたとおり、直ちに行う対策というのは、これまでも誠実に進めさせていただいた次第でございます。また特に追加して行う対策これについても可能なものからという話もございましたし、この点につきましては、我々としても前向きに進めていきたいと考えております、ただこういった対策を進めていくには国土交通省だけで単独で進めるという事は、なかなか難しい事でございます。是非こういった事業を進めていくためにも熊本県さん、そして流域の市町村さんの、ご支援とかご協力が必要となってきますので、具体的には、これからも相談させていただきながら対応させていただきたいと思っております。

それから安全度の話が少しございましたけれども、今日、追加して実施する対策まで含めたその効果について先ほどご説明させていただいたところでございます。そこに示してあります通りの数値でございますけれども、本日もここでいろんな不安の声も含めて、ご意見いただいたところでございます、この治水安全度というのは直接沿川に住む方々の安全に関わってくるような重要な事項でございます。そういった事からこれについては慎重な取り扱いといいますか、万全を期していく必要があるのではないかと考えておるところでございます。いずれにしましても、治水対策については追加も含めてやれるものから我々としてもやれるよう前向きに取り組んでいきたいと思っております。

あと住民説明会のご提案がございました。今このダムよらの場でこれまで検討してきた内容、今私が申し上げたように非常に地域の安全に関わる重要なことだと思います。ですので、そういった事を地域の皆様に理解してもらおう為に、説明会の取り組みというのは大切な事ではないかと思っておりますが、具体的にどのようにやっていくのかという事は、熊本県、そして皆様方とご相談していきたいというふうに思います。

私の方から以上でございます、何かございましたらご質問お願いします。

司会)

はい、ありがとうございました。先ほどいただいた意見に関して、熊本県さんの方から何かあればと思いますが、ではお願いします。

県土木部長)

熊本県土木部長の猿渡でございます。先ほど、五木村様から川辺川筋の治水対策についてお話がございました。川辺川筋の治水対策につきましては、ダムによらない治水を検討する場の第3回幹事会で、家屋を守る対策を優先的に行うという考え方を示したところでございます。今後、関係の市町村にご意見を伺いながら、検討を進めていきたいと思っております。それから、掘削のお話も確かあったと思いますが、相良村管内ですけど、継続的に掘削の方は実施しておりますので、今後も地元のご意見を聞きながら、実施して参りたいと考えております。以上です。

司会)

ありがとうございました。皆さんから先ほどいただいたご質問・ご意見がありましたけども、完全に答えきれてないこともあるかもしれませんが、今出来るコメントについては、それぞれさせていただいたと思っております。まだ時間の方もありますので、また、新しいご意見・質問でも結構ですし、先ほどの国、県からのコメントに対するご質問・ご意見等でも構いません。何かございますでしょうか。

それでは錦町の町長さんお願いします。

錦町長)

私は、県の防災・減災ソフト対策に対する県の財政支援、説明資料－4ですけども、その中にあります、被災者支援ということで、水害被害を補償する保険、共済への加入促進とございますけども、この制度についてどのようなことを考えてらっしゃるのかお尋ねしたいと思います。

司会)

そうしましたらこれについて、熊本県さんの方からお願いします。

企画振興部長)

それでは私の方からご説明申し上げます。ご指摘いただきました県の財政支援の各事業メニューの一番下に被災者支援と書いてございます。この説明でございます。今回の防災・減災ソフト対策の中では、財産被害の最小化を図る手段の一つとして、浸水被害が想定される地域の住民の方を対象といたしました民間の水害保険への加入を促すような対策をこのメニューの一つとしてご提示させていただいているところでございます。この部分は明確にはそういう内容をご説明しているものですが、実は、それ以外にも、諸々のメニューをすでに県では用意しております。それにつきましても、併せて説明いたします。保険共済制度というものではございませんが、昨年6月、熊本県といたしましては、県内全域を対象とした国の被災者生活再建支援法を補完するための県独自の支援策を定めたところでございます。この支援策は災害救助法が適用されるような大規模災害が発生した場合であっても、実際に被災者件数が一定の基準に届かないために被災者が支援法の適用を受けられなかったケースが実際に発生しております。このような場合に対応するために、仮に基準に届かないようなケースがあっても国に代わって県が独

自に支援法と同額の支援金を支給するという制度でございます。また、これに加えて、そもそもこの被災者生活再建支援法では、そもそも支給対象となっていない被害、たとえば家屋の半壊でありますとか、床上浸水、こういったものに対しても県からは一律10万円を支給することといたしておりますので、併せてこの場でご紹介申し上げたいと思います。以上です。

錦町長)

はい、わかりました。ただその財政支援の期間が概ね10年とありますよね。直ちに実施する、今後実施する対策のハード的な話がありましたけども、それはその10年間では終わらないわけでしょう。工事そのものハードそのものは、ですので、その財政支援の10年というのは、ハードが整備されないうちに、期間が終わってしまうのではないかなと考えてしまうのですが、そのあたりをお願いします。

企画振興部長)

10年というのは一つの区切りと考えておりますが、これは10年というものだけでなく、10億円という額につきましても広く流域の市町村の皆様方のご意見、つまり、どういった防災・減災ソフト対策をお考えになっているのかという意見を踏まえた上で、規模、期間を作っておるものでありますから、もしそれを超えて必要だということになるのであれば、それはまた別の議論かもしれませんが、まずは県としてはこういうスキームでお示しして、その内容というのはすでに各市町村の方々からお話を伺って、要望がいただけたものを積み上げていくものでございますので、まずは具体化できるものからやっていくべきではないかと考えております。

司会)

はい、ありがとうございます。そうしましたら他にご質問・ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたらここですね、全体でいろんなご意見をいただいたところでございますけども、熊本県さんを代表してですね、知事さんの方からコメントいただけますでしょうか。

熊本県知事)

流域市町村長の皆様には様々なご意見・ご要望をいただき、ありがとうございます。県の考え方について私の方から少し申し上げたいと存じます。

平成21年1月以降、9回の本会議、5回の幹事会を開催して、ダム以外の現実的な治水対策について検討を行って参りました。私は、この「検討する場」で積み上げた対策案は、現時点で、最大限の検討が尽くされたものであると考えています。また、この認識は、国、流域の市町村とも共有されたものと考えています。

幹事会では、戦後最大の洪水を想定した氾濫シミュレーションが示されましたが、この対策案を実施することにより、下流部では浸水区域が解消し、上・中流部においても床上浸水の区域が大幅に減少する等の効果が明らかとなりました。

ただ、併せて示された対策実施後の治水安全度が、結果として全国の直轄河川に比べ

て低い水準にとどまっていることについて、流域の市町村長のみならず住民の皆様方にご心配をおかけしていることは、川辺川ダム建設計画の白紙撤回を表明した者として、責任の重さを感じています。このような認識に立ち、県としては、ハード対策、ソフト対策の両面から球磨川流域の総合的な安全性を高めるため、国や流域市町村とも連携して、可能な限りの対応を行って参りたいと考えています。

具体的には、流域市町村が取り組む防災・減災ソフト対策に対して、財政支援を行うことを考えています。先ほど部長の方から保険の話がありましたけれども、保険への加入促進もこの財政支援のメニューに入れております。それは、人命のみならず、住民の財政的な負担を最小化にするという観点から、財政支援を行うことを考えたところであります。

また、球磨村渡地区の内水対策、市房ダムの有効活用や川辺川の治水対策等、県管理河川の治水対策に全力を尽くして参りたいと思っております。特に、氾濫シミュレーションで浸水被害の恐れがある地域等については、当該市町村とご相談のうえ、「ダムによらない治水対策」や「防災・減災ソフト対策」について、住民の皆様へ説明を行って参ります。

確かに、現段階では、ダムによらない会議の成果として、飛躍的に治水安全度を向上させる方策を提示することは出来ておりません。この点に関する流域市町村長の皆様のご心配はしっかりと受け止め、今後もそのご心配を解消すべく努力を続けて参りたいと思っております。

ただ、私たちが今なすべきことは、球磨川の治水対策を途切れることなく着実に実施するとともに、防災・減災等ソフト対策と併せて総合的な治水対策を実施することによって、流域の安全を一步一步高めていくことが大事だと考えております。そのため、河川整備計画の策定を急ぐことは当然のことながら、仮に計画策定までに一定の期間を要するとしても、国におかれましては、その間も、これまで実施していただいていた「直ちに実施する対策」に加えて、「追加して実施する対策」についても、可能な限り事業に着手し、進めていただきますよう、お願い申し上げます。

最後に、五木村の振興につきましては、これまで県をあげて取り組んで参りました。今後も引き続き、私自身が先頭に立って精一杯努力を行って参ります。

本日、皆様からいただいたご意見・ご要望については県としてしっかりと受け止め、国とともに早急に課題を整理し、今後の対応を検討・整理して参りたいと考えておりますのでよろしくご支援のほどお願いしたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

司会)

ありがとうございました。そうしましたら続きまして整備局の岩崎局長の方から本日のまとめをお願いできればと思います。

あさぎり町長)

その前にちょっと一言よろしいでしょうか。

知事のコメントいただきましてありがとうございました。私もさっきですね錦町長が

発言されたところもう一度補足してお願いしたいと思います。やはりいろんな対策をやっていたいておりますけども、まだまだ時間もかかる状況だと思います。ですからこの概ね10年という期間ですけど、やはりこれについても、私たちの希望といたしましては安全度が一定の規模に達しない限り、このソフト対策、それから被災者への対応については継続していただくことをお願いしておきます。今日、回答いただきませんが、この場でそういう要望をしておくということで、お願いしておきます。

司会)

ありがとうございました。それでは局長お願いします。

九州地方整備局長)

本日は、皆様から忌憚のない意見をいただきましてありがとうございました。

私、ここに来る前は東北地方整備局で東日本大震災の復興を2年2ヶ月担当して参りまして、現地です、本当に何もなくなったところに立って見ると、やはり災害というものに対してあるいは自然というものに対して謙虚に立ち向かって、対応していかなければならない。これは本当に際限のないことなのかなと、我々が三陸で、明治以降、3回津波がきてますけども、今回の災害は1000年に1回の津波が来たんですね。そういうことも、あり得るんだという中で何をしていかなければならないのか、できることからですね、積み上げていかなければならないと痛感した次第であります。

今日も話を伺っておりまして直ちに実施する対策、追加して実施する対策でございますけど、知事さんからお話がありましたとおり、まず、出来ることからですね、我々は直ちに取りかかって着実にこれを進めていきたいと今日、追加して実施する対策について知事さんからも取り組むようにとお話がありましたけども、これについては、前向きに我々は対応していきたいと考えております。

一方で部長から話がありましたけれども、これについては地元の皆様のご協力が不可欠でありまして、実施に向けて、これからご相談をさせていただいて県さんともご相談させていただいて、また、地元の市町村の皆様の協力をいただきながら、具体化に向けて取り組んで参りたいと思います。

ここ球磨川におきましても、昭和2年の洪水を契機として昭和12年より直轄で治水対策に取り組んできたわけです。すでに80年間、着実に少しずつではありますけれども前進してきた歴史がございます。我々はこの治水の歴史のバトンを、たすきを引き受けてですね、引き続き、少しでも、地域の皆さん、住民の皆さんが安心安全に暮らしていけるように努力を重ねて参りたいと思います。

それから、和田村長さんから地域振興の話ございまして、本当に我々としても、ご相談をしながら進めさせていただきますけど、非常に重要な課題と認識しておりますので、これも県さんにご協力しながら、全力で取り組んで参りたいと思います。はなはだ簡単ですけども、本日の意見をふまえて、これからも関係者の皆さんと心を1つにして、治水対策に取り組んでいけるよう努力して参りますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

本日はありがとうございました。

司会)

はい、ありがとうございました。そうしましたら、本日の第10回目の「ダムによらない治水を検討する場」につきましては、これで閉じさせていただきたいと思います。

人吉市長)

ちょっと宜しいでしょうか。次回開催の時期を、やはりある程度明確にしておく必要があるのではないかというふうに思っております。それも引き続き、国、県、市町村と鋭意詰めていただきたい。やはり2年8ヶ月は少し長いのではないかと。その事をしっかり踏まえて、次回開催の時期はいつにするのかという事を明確にした方が良いのではないかとというふうに考えておるところでございます。宜しく願いいたします。

司会)

はい。ありがとうございました。今日たくさんのご意見をいただいておりますので、それを踏まえまして、また次回の会議についてはご案内をさせていただくという事になるかと思っております。本日はどうもありがとうございました。